

TPP（環太平洋パートナーシップ協定） 交渉の現状について

2012年4月26日

日本商工会議所

日本商工会議所のTPPについての見解

- 日本経済再生のため、東日本大震災からの復旧・復興と福島再生を最優先に取り組みつつ、同時並行して成長戦略を強力に推進することが必要。
- 成長戦略の中でも成長著しいアジアにおける包括的な経済連携協定の推進が重要であり、具体的な交渉が進んでいるのはTPPのみ。また、TPPはFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏構想）へのステップになり得る。
- TPPの交渉分野・内容、留意すべき事項や影響などを総合的に判断すると、将来の国造りのためにはTPP交渉への参加が不可欠。
- TPPにより貿易や投資に関わる手続・規制の共通化、簡素化、透明化などが促進され、中小企業の海外展開に向けた環境が整備される。
- 中国が将来TPPに参加することを念頭に協定を策定するため、模倣品や類似商標などの取締強化が期待される。
- TPPにより生じる影響を極小化するための国内対策、地域対策を最大限講じることが必要。
 - 持続可能な強い農林漁業の実現
 - 統一した基準による影響の試算、及び試算に基づいた綿密な地域対策の立案・実行
 - 交渉におけるセンシティブ品目等の確保

P4協定とTPP協定

<P4協定>

- 2002年11月にチリ、ニュージーランド、シンガポールの3カ国首脳が、APECの枠外において、経済緊密化パートナーシップ協定（Pacific Three Closer Economic Partnership（P3-CEP））の交渉を開始。その後、2005年4月の第5回交渉からブルネイが交渉に参加。
- 2005年6月3日、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が環太平洋経済戦略パートナーシップ協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（P4協定＝原協定））に署名、2006年5月28日発効。
- P4協定は、2015年までに全ての関税撤廃を目指す。APEC参加国・地域が加盟可能。
- P4協定には、投資に関する章と金融に関する章を盛り込むことを目的として、発効から2年以内に交渉を開始する旨が定められている。
- 2008年2月、米国（ブッシュ政権）がP4協定の金融サービス及び投資に関する交渉への参加を表明。同年9月、米国は原加盟4カ国と共にTPP交渉（P4協定拡大交渉）立ち上げの声明を発出。

P4協定とTPP協定

＜TPP協定交渉（P4の拡大交渉）＞

- 2008年11月、豪州、ベトナム、ペルーがTPP（Trans-Pacific Partnership Agreement）交渉への参加を表明。
- 2009年11月、米国のオバマ大統領は、東京でのアジア外交政策に関する演説の中でTPP交渉への参加を表明。同年12月14日、カーク通商代表は議会に対しTPP交渉入りを通知。
- 2010年3月、TPP第1回交渉会合が豪州で開催され、米国、豪州、ベトナム、ペルーの4カ国が交渉に参加。2010年10月の第3回交渉会合から更にマレーシアが参加。
- 2010年11月、TPP交渉参加国首脳は横浜で会合を開き、2011年11月のハワイでのAPEC首脳会議までの交渉妥結で合意。
- 2011年11月11日、日本の野田首相がTPP交渉参加に向け関係国との協議を開始する旨、発表。
- 2011年11月12日、TPP交渉参加の首脳はハワイで会合を開き、TPP協定の大枠（大まかな輪郭）について合意。
- 2011年11月、メキシコ、カナダがTPP交渉参加意思を表明。

日本の交渉参加意思表明以降の状況

1. TPP交渉参加国首脳会議

TPP交渉参加国の首脳は、11月12日にハワイで会合を開き、TPP協定の大枠について合意。

2. 日本との協議に関する意見募集

米国通商代表部（USTR）は12月7日～1月13日の期間、日本との貿易における障壁等についてパブリック・コメントを募集。

3. 日本政府の対応

➤ 専門チームの設置

交渉参加に向け、米国など9カ国との協議に臨むため、省庁横断で構成する専門チームを設置（12月13日）。専門チームは、(1)各国との協議を担当する「国別協議」、(2)省庁間や企業・団体との調整を行う「国内連絡調整」、(3)国民への情報提供を担う「国内広報・情報提供」の3つで50人規模。

➤ 関係国との協議

交渉参加に向けた9カ国との協議をベトナム（1月17日）から開始。米国とは、2月7日に局長級、2月21日～22日に実務レベルで協議。

TPP協定：大枠合意の内容

＜重要な特徴＞

- **包括的な市場アクセス**：関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対する障壁を撤廃
- **地域全域にまたがる協定**：TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進
- **分野横断的な貿易課題**：規制制度間の整合性、競争力及びビジネス円滑化、中小企業、開発の4つの課題
- **新たな貿易課題**：革新的な製品及びサービスの貿易・投資を促進
- **「生きている」協定 (Living Agreement)**：協定の適切な更新

＜関税スケジュール(譲許表)及びその他の市場開放パッケージ＞

- 約11,000のタリフラインの全ての物品をカバー
- 効果的かつシンプルな共通の原産地規則を策定中
- サービス及び投資に関するパッケージは、全てのサービス分野をカバーし、高水準の成果を確保するため「ネガティブ・リスト方式」を基礎に交渉。サービス貿易を包括的にカバーすることを前提としつつも、特定サービス分野の約束に関する特定の例外について交渉することが可能。

資料：外務省「環太平洋パートナーシップ協定の輪郭」

日本との協議に関する米国政府意見募集

1. 米国政府意見募集の結果

- ① 1月13日の締切りまでに合計113件の意見が提出された。
- ② 113件の意見の内訳 肯定的：98件、否定的：7件、態度不明：8件

2. 主な意見

- 米国生命保険協会
 - 米国の日本関連主要目的は、かんぽ生命または共済に法制上または規制上の特権が与えられることの無い対等な競争条件を日本の保険市場において確立することであるべき。
- 米国食肉協会
 - 日本は米国にとって最大の豚肉輸出相手国かつ第3位の牛肉輸出相手国。日本のTPP交渉参加は米国の食肉輸出業者にとって大きな機会。
 - 日本が食品安全に関して科学的根拠に基づく国際的基準を遵守することが不可欠。
- 米国速達協会
 - 日本郵政の国際スピード郵便は民間の急送便サービスと同じ態様で規制されるべき。
- 全米製造業協会
 - 参入障壁に係る長年の懸案を解決する機会となる。

日本との協議に関する米国政府意見募集

- 全国生乳生産者協議会/米国乳製品輸出連盟
 - 米国は、食品添加物指定制度及び輸入証明に係る非関税障壁について取り組むべき。
- 全米豚肉生産者協会
 - 差額関税制度により、日本市場で価格競争力があるはずの低・中価格の豚肉に高い関税が課されている。
- 米国商工会議所
 - 既に交渉に参加している国が合意しているものと同様の水準の野心と基準にコミットする用意を示すべき。
 - 関税に関し、米国は、特定の製品の除外を自らが求めたり、それを他国に許すべきではない。
- 米国自動車政策評議会
 - 日本の自動車市場は先進国の中で最も閉鎖的であり、その改善も容易でないため日本の交渉参加は交渉の遅延につながる。
 - 日本はTPP交渉参加の前に、自動車市場を輸入車に開放する複数年に亘る約束を示すべき。
 - 日本の国内生産者のみが利益を受けている軽自動車規格に対する特別な待遇は廃止すべき。

交渉参加に向けた関係国との協議

1. 米国との協議

- 日本側から、2010年11月の「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す旨を説明。
- 米側より、パブリック・コメント等にて示された様々な事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言。
- 米側より、以下の発言があった。
公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他のTPP交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。

※米国通商代表部は、議会の理解が得られると判断した段階で、議会に対し日本との交渉開始を通知する。なお、米国の国内手続として、通商代表部は交渉開始の90日前までに議会に通知することが必要。また、議会への通知の準備に3週間程度必要。

資料：内閣官房「TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国）」

交渉参加に向けた関係国との協議

2. 米国以外の8カ国との協議

- ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアの6カ国は日本の交渉参加を支持。
- オーストラリア、ニュージーランドの2カ国は、「日本が包括的で高い水準の協定に込えられるのかが関心事項であり、確信を得たい」などとして、日本の交渉参加についての回答を留保。
- 8カ国ともに、日本に交渉参加の条件として求めるものはない。
- 交渉対象について、全てを自由化交渉の対象としてテーブルにのせなければいけないことは、各国とも認識を共有していたが、「全品目をテーブルにのせることは全品目の関税撤廃と同義ではない」旨の発言があった。
- センシティブ品目の扱いや除外に関し、「センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である」、「交渉の最終結果として除外があるか否かは予断できない」などの発言があった。
- 妥結の見通しについて、「7月の合意は極めて難しい」、「本年中に市場アクセスを除くルールの大部分は合意可能であるが、センシティブな部分はもう少し時間がかかる」などの発言があった。

資料：内閣官房「TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果（ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシア、豪州、ニュージーランド）」

カトラー米国通商代表部代表補の講演

米国のカトラー通商代表部代表補は、3月1日、東京都内で開催された米国・アジア・ビジネスサミット（在日米国商工会議所主催）において、日本のTPP交渉への参加、および日本国内におけるTPPに対する誤解に関して、以下のように発言。

- 日米間の事前協議は、日本がTPP交渉に参加する体制がどれだけ整っているかを評価する場であり、次の点を評価し判断したい。
 - ① 日本がTPPの高い自由化水準に対応する用意ができているか。
 - ② 日本が日米二国間における特定の問題に対応する用意ができているか。
 - ③ TPP交渉に参加する政治的な意思があるか。

- TPP交渉において、米国は、各国に対し、次のようなものは求めている。
 - ① 公的医療保険制度の民営化
 - ② 混合診療を含めた医療サービスへの民間企業の参入
 - ③ 学校教育における英語使用の義務化
 - ④ 未熟練労働者の受入れ
 - ⑤ 専門資格の相互認証

TPPに関する米国政府、議会および経済界の関係者との懇談概要－1

日本商工会議所は、3月29日、30日の両日、米国ワシントン市において、米国の政府、議会および経済界の関係者と面談し、TPPについての日商の見解を直接伝えるとともに、日本のTPP交渉参加について意見交換を行った。

○ ウェンディー・カトラー通商代表部代表補

- TPPの交渉において、中小企業が全ての規律から恩恵を受けることができるように配慮している。中小企業分野は、日本が参加すれば日米両国の民間企業が密接な連携を図ることができる分野である。
- TPPの交渉分野のうち、知的財産権や税関手続の分野は日米両国で強い協力が可能。
- 米国政府は日本の参加について、パブリックコメントを実施した。100以上の回答の多くは日本の参加を支持しているが、自動車、保険、および農業関係の団体からは日本のTPP参加に強い懸念が表明されている。現在、日本政府と協力し、議会や業界団体の懸念の解消に努力している。
- 日本が自由化水準の高いTPPに対応できるという確信を得るため、日本政府と作業している。作業はかなり進捗しているが、まだ多くの作業が残っている。

TPPに関する米国政府、議会および経済界の関係者との懇談概要－2

○ ウィリアム・クラフト国務副次官補

- TPPはFTAAPのための重要な一步と考えている。TPPの義務を果たすことができる国が多く参加することでFTAAPに向けて拡大していきたい。
- 米国政府は、通商代表部や国務省など各省庁の代表者によるグループが日本の交渉参加について議論している。野田総理が訪米される頃に集中的な議論が行われるだろう。
- 広範囲なTPPの中で、日本の参加についてポジティブな点は、知的財産権の分野。日米両国は協力できる。一方、日本郵政に関しては、米国の保険会社の日本での事業に問題が生じる。
- 日本の参加について、議会、労働組合、環境団体、農業団体から懸念が示されている。それらに答えるため、日本から追加的な情報を得る必要がある。
- 日本がTPPに参加することで、正しい協定、21世紀型のレベルの高いFTAができることを期待している。

TPPに関する米国政府、議会および経済界の関係者との懇談概要－3

- エラード共和党通商担当筆頭補佐官（下院歳入委員会ハッチ委員長スタッフ）
 - 議員は、日本が協定に参加するとTPPに多くの価値をもたらすと考えているが、同時に、日本を含む新たな国が参加することで交渉に遅れが生じることになってはならない、また、協定に関する野心が低下することになってはならないと考えている。
 - 通商代表部は、日本が未だ正式にTPPに参加する決断をしていないことを指摘している。我々が判断するためには、日本の正式な参加表明が必要。
 - 議員は、日本の参加に関して、自動車、日本郵政の保険部門、農業部門、特に牛肉について懸念を持っている。歳入委員会の公聴会において、多くの議員が、日本はまだTPPに参加する準備ができていないのではないかと、この懸念を表明した。日本は、こういう懸念に対応しなければならない。
 - 信頼醸成のために、今、何が解決されなければならないか、TPPの交渉において何を解決すべきなのか、また、TPP交渉と並行して解決するものは何かを議論している。
 - 日本郵政の民営化、特に保険部門に関しては、最近の動きは、我々の目から見れば間違った方向に行っている。
 - 日本の経済界のメンバーがワシントンに来て、TPPに参加することが何故日本にとって重要であるかということを経済界メンバーに伝えることは重要。

TPPに関する米国政府、議会および経済界の関係者との懇談概要－4

○ タミ・オバービー米国商工会議所国際部アジア担当部長

- 野田総理が訪米される前に、交渉参加について意思表示があるのではないかと聞いている。しかし、米国の金融・保険関係の企業は、日本郵政の問題が日本のTPP参加を巡る状況を難しくしていると考えており、オバマ大統領としても日本の参加表明を歓迎するのは難しい。日本郵政のことに懸念を持っている保険会社が自動車業界と一緒に日本の参加に反対するようになった。日本の交渉参加に対する反対勢力が増えている。最近会った議会関係者たちは、日本が市場を開放し改革する用意ができていない証拠だ、と言っている。
- 米国の経済界としては、日本政府が日本郵政の株を保有し続けること、また国営会社であることについては何ら問題を感じていない。改革法案では、特別な待遇を受ける形で事業を拡大することが許されている。他の民間企業と公正で同じ土俵で競争することが確保されていないことを懸念している。
- 我々は是非日本をTPPに参加させたいと考えている。

TPPに関する米国政府、議会および経済界の関係者との懇談概要－5

- **TPPのための米国企業連合（カルマン・コーヘン会長、ほか）**
- TPPに日本、メキシコ、カナダなどの国々が加わることで、協定がより魅力的で興味深いものになる。また、TPPは、昨年発生した大地震・津波からの日本の復興の役に立つだけでなく、日本経済を再定義する上でも興味深い。
- 6月にロシアのカザンでAPEC貿易大臣会議が開催される。その際に、9カ国の閣僚が集まり、交渉の進捗の評価を行う。主要課題の中で、未だ議論が収斂していない分野は、知的財産権、投資、労働、環境、国営企業。
- 3月に開催されたメルボルンでの交渉では、9カ国の首席交渉官が新規加盟についても議論し、新規加盟を希望する国々との協議結果について情報を共有した。また、ある国について加盟を認める場合、何が問題になるかについても協議を行った。新規加盟の扱いは、首席交渉官レベルではなく、より高いレベルで政治的に判断される。APEC貿易大臣会議の際に、閣僚レベルで議論されるのではないか。9月のウラジオストックでのAPEC首脳会議よりも前に新規加盟について結論が出ると予想している。
- 日本による自主的な信頼醸成措置に目が向けられる背景には、TPP交渉がWTOドーハ・ラウンド交渉のように迅速に交渉を終えられなくなることへの懸念がある。日本がそのような懸念を解消できれば、9カ国に受入れられやすくなる。

TPPの交渉分野

1. 物品市場アクセス

1. 交渉の内容

物品貿易における関税の撤廃や削減の方法、貿易障壁となりうる非関税措置の撤廃、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。

2. 交渉の現状

- 全ての交渉参加国が共通の提案に基づいて交渉を行うといった方法はこれまでとられておらず、二国間ベースの交渉が続いている。
- 交渉は一定の進捗が見られるものの、当初見込まれていたよりも遅れている。
- 関税撤廃の原則の具体的内容についての9カ国間の合意は未だになく、センシティブ品目の取扱いについても合意には至っていない。

3. わが国が追求すべきメリット

- わが国がEPAを締結していない米国、豪州、NZにおける関税撤廃・削減。
- わが国が締結したEPA（ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー、ベトナム）において獲得できなかった市場アクセスの確保。
- 情報通信協定の対象品目の拡大。
- 食料や資源を対象とした輸出禁止措置、輸出数量制限および輸出税の廃止。

4. わが国が留意すべき事項

- 現交渉参加国が締結したFTAは自由化率が96～100%（タリフライン・ベース）、他方、わが国のEPAの自由化率は84～88%（同）。全体の約1割で関税撤廃をしたことがない。
- WTO協定上、10年以内の段階的関税撤廃が認められている。関税撤廃期間を10年超とする品目があるFTAも存在。

各国の関税構造：基本税率

	AUS	BRN	CHL	MYS	NZL	PER	SGP	USA	VNM	CAN	MEX	CHN	JPN
全産品平均	2.8	2.5	6.0	8.0	2.1	5.4	0.0	3.5	9.8	3.7	9.0	9.6	4.4
農産品平均	1.3	0.1	6.0	10.9	1.5	6.3	0.2	4.9	17.0	11.3	21.5	15.6	17.3
非農産品平均	3.0	2.9	6.0	7.6	2.2	5.2	0.0	3.3	8.7	2.6	7.1	8.7	2.5
肉類	0.4	0.0	6.1	3.9	1.5	7.8	0.0	2.3	16.1	20.4	41.2	14.8	18.9
酪農品	3.7	0.0	6.0	2.3	1.4	4.5	0.0	20.3	9.4	126.6	35.0	12.0	93.3
果物・野菜・植物	1.6	0.0	6.0	3.0	1.2	7.5	0.0	4.9	21.1	3.5	17.7	14.8	10.6
穀物	1.3	0.2	6.0	4.5	2.9	4.2	0.0	3.5	19.0	14.1	19.7	24.3	42.0
砂糖・菓子	1.9	0.0	6.0	2.5	1.5	6.7	0.0	10.3	14.4	4.9	66.0	27.4	27.2
繊維	4.3	0.8	6.0	10.3	1.9	12.9	0.0	7.9	9.7	4.3	13.9	9.6	5.5
衣料品	8.9	0.0	6.0	15.9	9.6	17.0	0.0	11.7	19.7	16.9	30.0	16.0	9.2
皮革・履物	4.2	3.5	6.0	13.9	3.1	6.7	0.0	3.9	14.1	4.3	8.8	13.2	9.0
電気機器・機械	2.9	14.2	6.0	4.3	2.6	3.2	0.0	1.7	8.9	1.1	4.0	8.3	0.2
輸送機器	5.4	3.9	5.5	11.6	3.1	1.5	0.0	3.0	18.0	5.8	9.6	11.5	0.0

※数値は各国の2010年の基本関税率の平均。但し、マレーシアとニュージーランドは2009年の基本関税率。

資料：WTO Tariff Profiles 2010

各国の関税構造： 最高関税率

	AUS	BRN	CHL	MYS	NZL	PER	SGP	USA	VNM	CAN	MEX	CHN	JPN
全産品平均	2.8	2.5	6.0	8.0	2.1	5.4	0.0	3.5	9.8	3.7	9.0	9.6	4.4
農産品平均	1.3	0.1	6.0	10.9	1.5	6.3	0.2	4.9	17.0	11.3	21.5	15.6	17.3
非農産品平均	3.0	2.9	6.0	7.6	2.2	5.2	0.0	3.3	8.7	2.6	7.1	8.7	2.5
肉類	5	0	9	50	5	17	0	26	40	584	254	25	271
酪農品	19	0	6	50	5	9	0	88	20	314	125	20	640
果物・野菜・植物	5	0	6	90	5	17	0	132	40	19	245	30	394
穀物	5	50	6	50	5	17	0	62	40	277	158	65	618
砂糖・菓子	5	0	6	15	5	9	0	41	40	26	210	50	94
繊維	10	10	6	30	45	17	0	40	100	18	30	38	25
衣料品	10	0	6	20	10	17	0	32	20	18	30	25	13
皮革・履物	10	20	6	40	10	17	0	50	40	20	30	25	476
電気機器・機械	5	20	6	30	10	9	0	19	37	25	20	35	5
輸送機器	261	20	6	50	10	9	0	25	85	18	50	45	0

※数値は各国の2010年の基本関税率。但し、マレーシアとニュージーランドは2009年の基本関税率。
肉類～輸送機器はその分類の産品における最高基本関税率(従価税、もしくは従価税換算)。

資料:WTO Tariff Profiles 2010

米国の高関税品目の例

品目名	関税率(%)	韓米FTAでの扱い
牛 肉	26. 4	15年間で関税撤廃
殻付ピーナッツ	163. 8	10年間で関税撤廃
ピーナッツバター	131. 8	10年間で関税撤廃
くずたばこ	350. 0	10年間で関税撤廃
毛織物	25. 0	協定発効時に関税撤廃
綿織物	12. 5	5年間で関税撤廃
履物（ゴム/プラスチック底）	37. 5	12年間で関税撤廃
陶磁製業務用食卓用品	28. 0	10年間で関税撤廃
陶磁製家庭用食卓用品	26. 0	10年間で関税撤廃
ガラスセラミック製品	26. 0	10年間で関税撤廃
ガラス製コップ	28. 5	協定発効時に関税撤廃
トラック	25. 0	10年間で関税撤廃
自転車	11. 0	5年間で関税撤廃

2. 原産地規則

1. 交渉分野の内容

関税減免の対象となる「締約国の原産品」として認められる基準や証明手続等。

2. 交渉の現状

- 各国に共通な統一的原産地規則を作成するべく交渉が行われている。
- 品目別規則に関し、センシティブ品目以外については交渉が進展している。
- 関税分類変更基準と付加価値基準の選択制の採用を提案している国もある。
- 米国は繊維・衣料品に関し、3工程基準（Yarn-Forward Rule：使用されている糸が輸出国で生産されたことが条件）を提案しているが、交渉は難航している。
- 他の締約国で生産された原材料を自国の原産品として認める累積を採用することで意見が一致しているが、協定発効時点から全ての製品について可能とするか、全締約国の関税が撤廃された後の製品についてのみ可能とするか意見が分かれている。
- 原産地の証明制度について、輸出者による「自己証明」制度、輸入者が作成する「自己証明」制度、公的機関が証明書を発給する「第三者証明」制度が提案されている。自己証明制度を中心に議論が進んでいるが、受入れに難色を示す国もあり、国ごとに異なる制度を適用するべきとの意見もある。

3. わが国が追求すべきメリット

- TPPの利便性を高め、企業の負担を軽減するため、わが国が締結したEPAで採用している関税分類変更基準と付加価値基準の選択制の追求。

4. わが国が留意すべき事項

- 規則の内容（基準）によっては関税減免の対象にならない製品が生じる可能性。

3. 貿易円滑化

1. 交渉分野の内容

税関手続など輸出入に係る規制・手続の撤廃、簡素化、透明性向上。

2. 交渉の現状

税関手続の簡素化・迅速化、国際標準への調和化、電子証明、窓口の一本化、規則の透明性向上、サプライチェーンの効率化等を議論。大きな対立もなく、交渉が進展している。

3. わが国が追及すべきメリット

- 米国向け輸出に際し要求されるセキュリティ関連対策の要件緩和。
- 事前教示制度など、わが国のEPAに規定されている貿易手続簡素化や透明性向上を促進する措置。
- 貿易手続簡素化等によるサプライチェーンの効率化、コスト削減。

各国の輸出入手続の現状

	AUS	BRN	CHL	MYS	NZL	PER	SGP	USA	VNM	CAN	MEX	CHN	JPN
順位（183カ国中）	30	35	62	29	27	56	1	20	68	42	59	60	16
輸出に必要な書類数	6	6	6	6	7	6	4	4	6	3	5	8	3
輸出に要する日数	9	19	21	17	10	12	5	6	22	7	12	21	10
輸出に要する費用	1,060	680	795	450	855	860	456	1,050	580	1,610	1,450	500	880
輸入に必要な書類数	5	6	6	7	5	8	4	5	8	4	4	5	5
輸入に要する日数	8	15	20	14	9	17	4	5	21	11	12	24	11
輸入に要する費用	1,119	745	795	435	825	880	439	1,315	670	1,660	1,780	545	970

※「輸出に要する費用」、および「輸入に要する費用」は、コンテナ1本当たりの費用（単位：米ドル）

資料：世界銀行 **Doing Business 2012**

4. SPS(衛生植物検疫)

1. 交渉分野の内容

食品の安全性を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルール。

2. 交渉の現状

各国が措置を実施する場合の手続の迅速化・透明性向上や紛争解決手続等を議論。なお、新たな食品衛生に関する基準や基準の創設については議論されていないが、各国が新たに基準を策定する場合の手続については議論されている模様。

3. わが国が追及すべきメリット

- 食品衛生基準など規制・手続の新設・改正について、関係国と事前に協議できる仕組み。
- 米国、豪州などにおける日本からの農産品輸入に係る規制の撤廃・緩和。

4. わが国が留意すべき事項

- 食の安全の確保・強化。

日本から農産物を輸出する場合の検疫条件

	AUS	BRN	CHL	MYS	NZL	PER	SGP	USA	VNM	CAN	MEX	CHN
柿	☆	P	△	◎	×	P	◎	×	P	◎	P	×
さくらんぼ	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	×	P	×
日本梨	☆	P	△	◎	×	P	◎	☆	P	☆	P	P
みかん(温州)	☆	×	△	◎	☆	P	◎	☆	P	◎	P	×
桃	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	×	P	×
りんご	☆	P	△	◎	☆	P	◎	☆	P	☆	P	P
いちご	×	P	△	◎	×	P	◎	P	P	×	P	×
トマト	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	◎	P	×
メロン	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	◎	P	×
大根	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	P	P	×
人参	×	P	△	◎	×	P	◎	×	P	P	P	×
米	◎	P	◎	◎	◎	P	◎	◎	○	◎	P	☆

◎: 植物検疫証明書無しで輸出できる、○: 日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出できる、
P: 輸出前に相手国の輸入許可証の取得が必要、☆: 特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できる、
×: 相手国が輸入を原則禁止、△: 輸出実績なし (資料: 農林水産省 平成24年3月5日現在)

5. TBT(貿易の技術的障害)

1. 交渉分野の内容

安全や環境保全などの目的から、製品の特質やその生産工程等について定められている「規格」が貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。

2. 交渉の現状

- WTOの貿易の技術的障害に関する協定をベースに無差別原則や貿易に対する不必要な障害とならない規格の制定・適用など各国の権利、義務を再確認し、更に、強化・発展させることを議論。例えば、新たに規格を策定する過程で相手国の利害関係者の参加を認めること、一般人からの重要なコメントへの回答を開示すること、規格の適合性を評価する機関の認定に当たっての内外無差別原則などを議論。
- 遺伝子組換え作物（GMO）や、その表示方法（ラベリング）、自動車についての提案はない。

3. わが国が追及すべきメリット

- 協定参加国が新たな基準や適合性評価手続を制定、もしくは変更する場合に、産業界が意見を述べる機会を得られる仕組み。
- 米国におけるメートル法の採用。

4. わが国が留意すべき事項

- 輸出国と輸入国とで安全基準が異なる場合に、一定の条件の下で輸出国の基準を満たしていれば、輸入国の基準を満たしていると看做す考え方を取る国がある場合の対応。

6. 貿易救済

1. 交渉分野の内容

- ① セーフガード措置：ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置。
- ② アンチダンピング措置：ある商品が、その商品の国内販売より安い価格で輸入され、競合する産業が損害を被っていることが正式な調査で明らかになった場合に、自国の産業を救済するためにとることのできる措置。

2. 交渉の現状

- セーフガード、アンチダンピング等の措置について交渉が行われている。物品市場アクセス交渉におけるセンシティブ品目の取扱いに関する議論と密接に関連するので、議論は収斂していない。
- WTOの一般セーフガードを基礎とすべきとする国と、TPP協定締約国間でのみ認められるセーフガードを認めるべきとする国があり、議論は収斂していない。また、一部品目について、品目別セーフガードが議論されている。
- アンチダンピングについて、手続の透明性と調査に関し、WTO協定以上の規定を設ける提案を行っている国があるが、反対する国もあり、議論は進展していない。

3. わが国が追及すべきメリット

- ① WTOの一般セーフガードの権利確保に加え、TPP協定上のセーフガード措置、および品目別のセーフガード措置の確保。
- ② アンチダンピング措置の濫用を防止するため、ダンピング調査の開始を決定した場合、調査を開始する一定期日前までに書面による相手国政府への通報を義務付けるとともに、関係国政府間で協議することを義務付ける。

7. 政府調達

1. 交渉分野の内容

中央政府や地方政府等による建設工事の発注など、物品・サービスの購入や借入に関する原則や手続等のルールについて定める。

2. 交渉の現状

- WTOの政府調達協定並みの規定とするか、それを上回る水準とするかを中心に議論されている。WTOの政府調達協定は、外国人と自国人を差別しない内国民待遇を原則とし、入札に参加資格を定める際、あるいは入札を実施する際の原則を規定している。
- 対象となる機関について、地方政府や政府系の機関などを対象に含めることを提案している国もあるが、現時点では、中央政府に集中して議論されている。
- WTO協定並みに英語での入札公告の概要の告示義務を課される、との情報があるが、議論は収斂していない。

3. わが国が追及すべきメリット

- WTOの政府調達協定に加盟していない国（米国・シンガポール以外の7カ国）におけるWTOルール適用による公正な調達手続の確保。
- 協定の適用対象機関に地方政府を含める（P4協定では地方政府は対象外）。

4. わが国が留意すべき事項

- わが国の地方政府機関（都道府県および政令指定都市）の建設サービスの調達に関しては、入札基準額（23億円）が現交渉参加国（約7億円）に比べ高いため、引下げを求められる可能性があるが、わが国は47都道府県と政令市がWTOルールの対象であり、米国（37州）より広い。

8. 知的財産

1. 交渉分野の内容

知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等。

2. 交渉の現状

保護の水準および範囲についてWTOの「知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS）」をどの程度上回る内容とするかを中心に議論が行われているが、米国、豪州、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有するFTAを既に締結している国がある一方、高いレベルの保護水準を有するFTAを締結した経験がない国もあり、商標、地理的表示、特許、著作権、医薬品関連など個別項目についての意見は収斂していない。

3. わが国が追及すべきメリット

- 途上国における模倣品・海賊版対策の強化。
- 農林水産品を対象に、原産地名を商品のブランドとする地理的表示の保護のルール化。（例：神戸牛、鹿児島黒豚、有田みかん、泉州水なす）

4. わが国が留意すべき事項

- 現交渉参加国が締結したFTAに、特許、商標等の分野でわが国の現行法では対応できない規定やWTOのTRIPS協定の保護水準を上回る規定がある。
(例) 発明の公表から特許出願までの猶予期間（日本は6カ月、韓米FTAは12カ月）、音や匂いなど視覚で認識できない商標、著作権保護期間（日本は50年、米国、豪州、ペルー、チリ、シンガポールは70年）、著作権侵害の非親告罪化（職権による刑事手続）、法定賠償制度など。

9. 競争政策

1. 交渉分野の内容

貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等。

2. 交渉の現状

- 競争法の原則、競争法の執行とそれに係る競争当局間の協力、公的企業および指定独占企業に対する規律のあり方を中心に議論。
- 条文案には、競争法および競争当局を設置・維持すること、競争法を執行する手続の公正な実施、透明性の確保、消費者保護、私人が訴訟を行う権利、競争当局間の技術協力等に関する約束が含まれている。
- 国有企業（SOE）に特化した議論が行われており、米国の提案は、民間企業との間で、平等な条件が与えられることを意図している。米国の提案を各国が検討している段階で議論は収斂していない。

3. わが国が追及すべきメリット

相手国の競争当局との協力の促進。

4. わが国が留意すべき事項

現交渉参加国が締結したFTAに、わが国のEPAでは扱っていない国営企業等に関する事項（公的企業、公営企業競争法の適用除外など）が含まれている。

10. 越境サービス

1. 交渉分野の内容

サービス貿易について規制の撤廃・緩和、国内規制の透明性向上。

2. 交渉の現状

- 無差別原則、外資出資比率等の数量規制や事業者の形態制限の禁止などの義務を設けること、関連措置の透明性の確保、現地拠点設置要求禁止、「ラチェット条項」等について議論。核となる要素の殆どについて合意。
- 他国の専門資格・免許を相互に認め合う相互承認については、TPP協定発効後に専門職の資格の相互承認を関心国の間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師などの個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。
- 市場アクセスについては、適用対象としないものを明示し留保するネガティブ・リスト方式で交渉している。従って、全ての障壁を撤廃することは目標になっていない。

3. わが国が追及すべきメリット

- わが国が締結したEPAにおいて確保できなかった内容の確保。

4. わが国が留意すべき事項

- わが国がこれまでWTOやEPAで留保している分野
- 専門家資格・免許の相互承認が議論される場合、その対象資格・免許。

わが国が締結したEPAにおける留保の例

- 新たな、もしくは一層制限的な措置を導入可能な分野

- 電信/郵便
- 公営競技
- 航空宇宙産業
- 労働者派遣業
- 初等・中等教育サービス
- 原子力/電気/ガス
- 漁業
- 放送業
- 警備業
- 武器・火薬産業

- 発効後も留保を維持できるが、新たな、もしくは一層制限的な措置を導入できない分野

(ラチェット条項の対象)

- 自動車整備業
- 回収代行
- 自由職業サービス（弁護士、弁理士、公認会計士など）
- 高等教育サービス
- 酒類の小売・卸売
- 不動産業
- 航空運輸
- 道路運送業
- 労働保険

11. 商用関係者の移動

1. 交渉分野の内容

貿易・投資に従事するビジネス関係者の一時的な滞在に係る法律、規制、出入国関連手続の簡素化や透明性向上。

2. 交渉の現状

- 入国に関する申請処理の透明性の確保、手続の迅速化、各国間の技術協力について実質的な合意に近づいている。
- 技術協力については、入国審査の際の生体情報（指紋、静脈、網膜など）による本人確認の技術について具体的な提案がなされている。
- 各国が、それぞれ約束する範囲（短期商用、投資家、企業内転勤、サービス提供者などのカテゴリー）を検討するとともに、各国共通の約束を行うか、国毎に独自の約束を行うかについても議論が続いている。
- 単純労働者の移動は議論の対象外。

3. わが国が追及すべきメリット

- 参加国における査証や労働許可の発給手続の簡素化や迅速化。
- 査証制限の緩和・撤廃。
- 米国のAPECビジネス・トラベル・カード計画の早期実施。
- 米国のL-1査証（企業内転勤者）の有効期限の延長。

12. 金融サービス

1. 交渉分野の内容

信用秩序の維持、金融体系の健全性・安定性を確保しつつ、金融サービスに関する規制の撤廃・緩和、国内規制の透明性向上。

2. 交渉の現状

- 透明性、無差別性（内国民待遇、最恵国待遇）、新しい金融サービスの公正な扱い、投資家保護などについて議論されている。
- 預金者保護、保険契約者保護などの信用秩序維持のための措置についても議論。
- 公的医療保険制度については議論の対象外。

3. わが国が追及すべきメリット

- わが国が達成している高い自由化水準を途上国にも適用し、金融サービス市場を開放すること。
- 各国が留保する義務をネガティブリスト方式で特定することで規制の透明性を高める。

4. わが国が留意すべき事項

- 日本郵政グループ（簡易保険及び銀行サービス）

13. 電気通信サービス

1. 交渉分野の内容

公に利用可能であることを確保しつつ、電気通信サービスに関する規制の撤廃・緩和、国内規制の透明性向上。

2. 交渉の現状

- 実質的な競争を促す観点から、相互接続の義務化、主要な電気通信事業者による反競争的な行為の禁止、通信インフラへの公平なアクセス、周波数割り当てなどについて共通のルールを設けるべく議論されている。
- 特定の情報通信技術を用いることを政府が義務づけるなどにより、電気通信事業者の自由な技術の選択を妨げてはならない旨の規定、高価な国際携帯電話ローミング料金への対応について提案が行われている。

3. わが国が追及すべきメリット

参加国における電気通信サービスを利用する権利の確保。

14. 電子商取引

1. 交渉分野の内容

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等。

2. 交渉の現状

電子的に取引されるデジタル製品（コンピュータ・プログラム、図案、動画、録音物など）に対する関税不賦課、無差別原則、オンライン消費者保護、電子認証・署名、貿易文書の電子化、コンピュータ施設やサーバーの設置場所についての制限の禁止、スパム（迷惑メール）対策、プライバシー保護、国境を超える自由な情報流通の確保（サービス提供者やその顧客が国内外を問わず電子的に情報を伝送し、また、情報にアクセスできること）などが議論されている。

3. わが国が追及すべきメリット

わが国が交渉参加国との間で締結したEPAにおいては電子商取引に関する規定がないため、わが国がEPAを締結していない国も含め、電子商取引の利用に関する信頼性確保、消費者保護と利用促進。

15. 投 資

1. 交渉分野の内容

外国投資に関する規制の撤廃・緩和および透明性の向上、投資家および投資財産の保護に関する規則など。

2. 交渉の現状

- 保護の対象となる投資家および投資財産の範囲、保護の内容となる内国民待遇、最恵国待遇、収用と補償、特定措置の履行要求の禁止などについて議論。
- 投資家対国家の紛争処理手続（I S D S）については、濫用を防ぎ、投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討されている。なお、豪州はI S D S手続の導入そのものに反対している。
- 市場アクセスについてはネガティブ・リスト方式を基礎とする交渉を行っている。

3. わが国が追及すべきメリット

- わが国がこれまでに締結したEPAで確保できなかった特定措置の履行要求の禁止（技術移転要求の禁止、役員国籍要求の禁止等）などの約束を確保する。
- わが国がE P Aもしくは投資協定を締結していない国において高いレベルの投資ルールを確保することで投資環境改善および投資家保護強化を図る。

わが国が締結したEPAや投資協定における事例

○「締約国の投資家」の定義

- 当該締約国の関係法令により、その国籍を有する自然人
- 当該締約国の企業。但し、第三国の企業の支店であって、当該締約国の区域内に所在するものは、当該締約国の投資家とはみなさない。

○「投資財産」の定義

- 企業
- 株式、出資その他の携帯の企業の持ち分
- 債券、社債、貸付金その他の債務証券
- 契約に基づく権利
- 金銭債権および金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- 知的財産権（著作権および関連する権利、特許権、商標権、意匠など）
- 法令または契約により与えられる権利
- 他の全ての資産および賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

○ 履行要求または強制を禁止している特定措置

- 一定の水準または割合の物品またはサービスを輸出すること
- 一定の水準または割合の現地調達を達成すること
- 自国で生産された物品もしくは提供されたサービスを購入、利用、優先すること
- 特定の国籍を有する者を取締役、理事または役員に任命すること
- 技術、製造工程などを自国内の自然人または法人に移転すること
- 一定の数または割合の自国民を雇用すること
- 自国内において一定の水準または価額の研究開発を達成すること

わが国が締結したEPAにおける留保の例

- 銀行業
- 電気通信業
- 熱供給業
- 医薬品製造業
- 皮革製造/皮革製品製造業
- 鉱業
- 警備業
- 鉄道業
- 航空運輸業
- 貨物利用運送事業
- 水運業
- 上水道業
- 航空開発産業
- 電気/ガス/原子力
- 漁業
- 放送業
- 土地の取得・賃貸

16. 環 境

1. 交渉分野の内容

貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないことなどの規律。

2. 交渉の現状

- 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、環境に関する多国間協定の義務を遵守することについて議論している。
- 野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護などに関する米国提案についても議論されているが、議論は収斂していない。
- 漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが、各国間で対立があり、合意に至っていない。

3. わが国が追及すべきメリット

- 参加国における環境規制をわが国と同等水準に高めることにより公正な競争条件を確保する。
- 環境物品及び環境サービスの貿易自由化を促進し、わが国企業のビジネスチャンスを拡大する。

4. わが国が留意すべき事項

- 漁業補助金への規制
- サメのヒレ切り活動の抑止

17. 労働

1. 交渉分野の内容

貿易や投資の促進を目的に労働法を緩和し競争優位を確保する行為を規律する。

2. 交渉の現状

- 貿易・投資促進を目的とした労働基準の緩和の禁止、国際的に認められた労働者の権利保護、各国間の協力を確保するためのメカニズムなどについて議論が行われている。
- 米国が昨年10月の第9回交渉において条文案を提出したが、実質的な議論は行われていない。
- 単純労働者の入国自由化は議論の対象ではない。

3. わが国が追及すべきメリット

参加国における労働基準に関する規律の強化による公正な競争条件の確保。

18. 制度的事項

1. 交渉分野の内容

協定の運用に必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント（連絡窓口）の任命など中立的な立場から手続を定める。

2. 交渉の現状

協定の運営に関する協議等に必要な合同委員会の設置やコンタクト・ポイント等に関する事項が議論されている。また、新規加盟国についての承認方法についても議論されている。

3. わが国が追及すべきメリット

わが国のEPAにおける経験を活用し、締約国のビジネス環境を改善するため、企業の具体的な懸案事項を両国政府、民間および関係機関が議論するビジネス環境整備小委員会の設置を求める。

19. 紛争解決

1. 交渉分野の内容

協定の解釈の不一致等による当事国間の紛争を解決する際の手続。

2. 交渉の現状

- 協定の解釈または適用の不一致などに起因する、締約国間の紛争を協議や仲裁裁判等によって解決する際の手続を議論している。
- 仲裁裁判の設置、仲裁人の事前登録制度や仲裁人を**TPP**締約国の国籍保持者に限定する国籍要件など、仲裁裁判に関する提案について議論しているが、合意は得られていない。

20. 協力及び能力構築

1. 交渉分野の内容

協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等。

2. 交渉の現状

- 協定発効後の締約国間の協力メカニズムについて議論が行われているが、議論は進んでいない。最終的に、協力分野が独立の章として協定に盛り込まれるか否かも明確でない。
- 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に専門家を派遣するなどの人材育成（能力構築）支援を既に行っている、との情報がある。

3. わが国が追及すべきメリット

途上国における税関職員の人材育成を通じた知的財産保護強化や税関手続の迅速化など。

21. 分野横断的事項

1. 交渉分野の内容

① 規制制度間の整合性

各国内の規制間に整合性を持たせるため、各国において規制に関する中央調整機関を設置することや、規制制度の変更に関する通報のメカニズムを確立することなど、規制に関する透明性や予見可能性の確保が議論されている。

② 中小企業

中小企業による貿易・投資の促進の観点から、TPPを活用するために必要な情報を各国の専用ウェブサイトに整理して掲載する方法や、協定発効後に中小企業がTPPの運用面で直面する課題について定期的にレビューし、その解決に取り組む方法などが議論されている。

③ 競争力及びビジネス円滑化

TPP各国に展開しているサプライチェーンを前提としたビジネス円滑化のための取り組みが議論されている。

④ 開発

TPP協定の様々な規定を途上国が遵守する際に直面する課題（企業の社会的責任、インフラ開発、国内のビジネス振興や環境保護）に途上国の需要を踏まえて対処する方法について議論している。

2. わが国が追及すべきメリット

- 国毎に異なる貿易・投資に係る規制・手続の整合化を図ることで中小企業の負担を軽減し、中小企業の海外展開を促進する。
- 参加国が新たに規制を導入する際に必ず他の参加国の民間の意見を聞く機会を設けること。

TPPに関する疑問・質問

TPPは空洞化を助長するのではないか？

- TPP締結により、投資規制の撤廃・緩和、投資関連手続の簡素化・透明化が促進されるため、対外投資が増加する可能性がある。
- 国際協力銀行の調査によれば、海外事業を強化する企業の9割は、国内事業を維持・拡大する。

「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2011年度海外直接投資アンケート結果）」（2011年12月）

- 輸出や海外直接投資などの国際化を行った中小企業は、国際化開始後に国内の雇用を拡大させる傾向がある。

「2010年中小企業白書（中小企業庁）」

- 他方、わが国よりもFTAに対する取組みが進んでいる韓国、中国と経済協力枠組協定（ECFA）を結んだ台湾は、その優位性を活かして日本の中小企業の誘致に注力している。韓国などの企業と対等な競争を環境を確保する上でも、わが国としてTPPなどの経済連携協定の推進や国内の立地競争力の向上は急務。

TPPより中国とのFTAを優先すべきではないか？

- 日中韓FTAの産官学共同研究が2011年12月に終了。2012年春の日中韓首脳会議において交渉開始が合意される見通し。
- 中国との投資、サービス貿易、知的財産などの分野の交渉において、高いレベルの規律や市場アクセスを確保するためには、TPPのレベルの高い規律や市場アクセスをベースに中国との交渉に臨む必要がある。
- 米国の政府や経済界の説明によると、将来的に中国がTPPに参加することを前提に交渉を行っている。また、中国政府および企業もTPPに関心を有している。
- 米国の個人消費市場規模は中国の5倍。米国の個人消費支出（2010年）は約10兆2000億ドルであるのに対し、中国の個人消費支出（同年）は約2兆ドル。（資料：国連）
- わが国の米国での直接投資残高は約20兆5000億円であるのに対し、わが国の中国における直接投資残高は約5兆4000億円。（資料：日本銀行）

国内産の農産物が全て輸入品に置き換わるのではないか？

○ 米に関する農林水産省の試算

- ▶ 外国産米の価格（57円/Kg）は、国産（247円/Kg）の価格の1/4程度（内外価格差4倍強）であり、品質格差も今後の品種転換等により解消可能。
 - 外国産米価格：2000年の中国産短粒種SBS価格（玄米換算）
 - 国産米価格：2006年～2008年産の全銘柄相対取引価格の3年平均
- ▶ 米国では、輸出量が現在約400万トンあり、これにアジア諸国等の輸出量を含めるとわが国の生産量を上回る水準。
- ▶ 国産米のほとんどが外国産米に置き換わり、新潟コシヒカリ・有機米といったこだわり米等の差別化可能な米（生産量の約10%）のみ残る。
- ▶ 生産減少額＝1兆9700億円

（資料：農林水産省）

国内産の農産物が全て輸入品に置き換わるのではないか？

○ 米国には日本と同じ短粒種米(ジャポニカ米)の輸出余力が無い。

- 日本の米収穫量（主食用）は813万3000トン。（平成23年度）
- 米国における米の生産量は839万2000トン。その内、短粒種の米の生産量は13万7000トン。（平成23年）
- 日本はミニマムアクセス（MA）米を輸入。平成22年度は米国、豪州、タイ、中国、インド、パキスタンから計77万トンを輸入。その内、米国からの輸入は36万トン。

輸入したMA米の単年度の平均的国内販売数量は、

主食用（主に外食産業などの業務用）	10万トン程度
加工用（みそ、焼酎、米菓等の加工食品）	20～30万トン程度
飼料用	20～60万トン
援助用	10～20万トン

資料：農林水産省、米国農務省

国内産の農産品が全て輸入品に置き換わるのではないか？

○ 国産米と外国産米との価格差は40%以下に縮小している(短粒種米)。

平成23年度第3回輸入米に係るSBS(売買同時入札)の結果(平成23年12月9日)

産地国等	種類	買入価格 (円/Kg)	売渡価格 (円/Kg)	関税相当率 (%)
米 国	うるち精米短粒種	153.302	205.725	34.2
中 国	うるち精米短粒種	161.463	210.802	30.6
台 湾	うるち精米短粒種	143.723	198.795	38.3
中 国	うるち玄米短粒種	154.830	205.947	33.0
豪 州	うるち玄米短粒種	137.200	189.601	38.2
イタリア	うるち精米中粒種	225.000	297.000	32.0
インド	うるち精米長粒種	140.400	220.400	57.0
パキスタン	うるち精米長粒種	177.263	227.463	28.3
タ イ	うるち精米長粒種	116.828	166.382	42.4

参考: 国産米(玄米)相対取引価格(全銘柄平均、平成23年12月) **254円/Kg**

資料: 農林水産省

国内産の農産品が全て輸入品に置き換わるのではないか？

○ 牛肉の関税(38.5%)が撤廃された場合の国内販売価格への影響は7%程度。

- 牛肉の輸入関税（暫定税率：38.5%）が撤廃された場合、豪州産のサーロインの国内販売価格は、100g当たり322円から299円に低下。

※2011年12月の価格をベースに試算

<計算式>

豪州からの輸出価格（CIF）： 3.49米ドル/ポンド=59.7円/100g

（12月の平均為替レート： 1ドル=77.65円）

輸入関税額=59.7円 X 38.5%=23.0円

322円-23円=299円（23円は販売価格の7.1%相当）

豪州産牛肉は冷蔵グレインフェッド・フルセットの価格を使用

（和牛サーロインの国内小売価格（12月）：1,183円/100g）

資料：（独）農畜産業振興機構、財務省

国民皆保険制度が崩壊し、医療費の高騰を招くのではないか？

○ 公的医療保険制度や混合診療はTPP交渉の対象外

米国のカトラー通商代表部代表補は、3月1日、東京都内で開催された米国・アジア・ビジネスサミット（在日米国商工会議所主催）において、日本国内におけるTPPに対する誤解に関して、以下のように発言。

TPP交渉において、米国は、各国に対し、

- ①公的医療保険制度の民営化
- ②混合診療を含めた医療サービスへの民間企業の参入
- ③学校教育における英語使用の義務化
- ④未熟練労働者の受入れ
- ⑤他国の専門資格の承認

などは求めている。

韓米FTAで外国の営利法人が韓国で医療機関を開設できるようになった？

- 韓米FTAで、韓国は、保健医療サービスについては留保し、自由化の対象から除外している。
- 外国医療機関の開設について「経済自由区域の指定及び運営に関する法律」及び「済州（チェジュ）特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」で定められた優遇措置については留保の対象外。
- 両法律に基づき、外国人は、一定の条件のもと、外国人専用の医療機関や薬局を開設可能。
- 韓米FTAの交渉開始が2006年2月であるのに対し、両法律は、それぞれ2002年11月、2005年11月に既に法案が可決されている。
- 従って、「韓米FTAによって、外国の営利法人が、韓国で医療機関等を開設できるようになった」とは言えない。

食品の安全基準が緩和される？

- WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、食品安全と動植物の健康のため規制について、科学的な根拠に基づくことを前提に、WTO加盟国が独自の基準を定めることを認めている。
- TPPのSPS（衛生植物検疫）交渉グループで議論されているのは、検疫措置を実施する際の手続の迅速化や透明性の向上、新たな規制を設ける際の手続。
- TPP交渉では、牛肉の輸入基準、食品添加物、残留農薬基準、遺伝子組換え食品の表示ルールなど、個別の食品安全基準や、新たな食品安全基準策定は議論されていない。
- TPPは、韓米FTAなど米国が韓国や中南米諸国と結んだFTAとほぼ同様な規定になると考えられるが、韓米FTAなどにおけるSPSに関する規定は「SPS協定上の権利義務を肯定する」と書かれている程度であり、TPPにおいて、WTOを超える内容が合意される可能性は低い。

外国人単純労働者が大量に流入するのではないか？

○ 外国人単純労働者の受入れはTPP交渉の対象外

米国のカトラー通商代表部代表補は、3月1日、東京都内で開催された米国・アジア・ビジネスサミット（在日米国商工会議所主催）において、日本国内におけるTPPに対する誤解に関して、以下のように発言。

TPP交渉において、米国は、各国に対し、

- ①公的医療保険制度の民営化
- ②混合診療を含めた医療サービスへの民間企業の参入
- ③学校教育における英語使用の義務化
- ④未熟練労働者の受入れ
- ⑤他国の専門資格の承認

などは求めている。

政府調達の基本額が引き下げられ公共工事に外国企業が参入する？

- 日本の政府調達市場は、T P P 交渉参加国より開放的。わが国は、W T O 協定において中央政府に加え、47都道府県と政令指定都市を対象にしているのに比べ、米国は50州のうち37州のみが対象であり、またP4協定では地方政府を対象にしていない。従って、日本から他の交渉参加国に対して地方政府の調達市場開放を要求すべき。
- 地方自治体の建設サービスについては、日本の政府調達の最低基本額は23億円で米国の7億円の約3倍。しかし、基本額を7億円程度に引下げた場合に新たに一般競争入札の義務が生じる調達件数は少ない。平成22年度の都道府県の調達実績の約半分について調査した結果、7億円以上23億円未満の件数は65件。全体（55,967件）の0.1%程度。
- 日本の建設業法上、建設業の営業許可を得るには国内に営業所が存在することが要件。
- W T O における交渉でも、地方の建設サービスの基本額引き下げについては、従来から要求されているが、引き下げには至っていない。

ISDS(投資家対国家の紛争解決)規定で日本政府は外国企業に訴えられる？

- 日本は、これまでにISDS規定を含む二国間投資協定やEPAを合わせて24締結しているが、今まで提訴されたことはない。
- 米国とは協定を締結していないが、米国の投資家は、今でも、日本が協定を締結した国を経由し、ISDS規定を利用して日本を提訴可能。
- 相手国の裁判制度の信頼度が低い場合、投資家にとってISDS規定による仲裁制度を選択できるメリットは大きい。
- ISDS規定は、存在すること自体が重要で、不合理な規制・措置の導入を抑止できる。
- カナダ政府やメキシコ政府が米国企業に対する損害賠償を課された事例は、自国産業を保護するために外国企業に対して差別的な扱いがなされた、あるいは規制に合理的な根拠がなかったため協定違反と判断された。
- 内国民待遇規定により主権を制限されることに懸念があれば、その分野については内国民待遇の適用を留保すれば良い。例えば、安全保障を維持するため、投資協定や経済連携協定では義務を留保するのが通常。

ご静聴ありがとうございました。

【担当】日本商工会議所 国際部

電話：03－3283－7858